8. スポーツ・教育

1 「東京 2025 世界陸上競技選手権大会」及び「第 25 回夏季デフリンピック競技大会 東京 2025」の成 果をレガシーとして発展させる取組に対する全面 的支援

> (提案要求先 内閣官房・内閣府・復興庁・財務省・ 文部科学省・スポーツ庁・ 経済産業省・国土交通省・観光庁・環境省) (都所管局 スポーツ推進本部)

「東京 2025 世界陸上競技選手権大会」(以下「世界陸上」という。) 及び「第 25 回夏季デフリンピック競技大会 東京 2025」(以下「デフリンピック」という。)の成果をレガシーとして発展させる取組について、国として全面的に支援すること。

<現状・課題>

都では、世界陸上及びデフリンピックそれぞれの招致主体である公益財団法人日本陸上競技連盟及び一般財団法人全日本ろうあ連盟からの要請を受け、国やスポーツ界とともに、2025年大会の東京での開催を目指す両団体の取組を応援してきた。

両大会は、都民・国民、とりわけ次代を担う子供たちに、スポーツの価値、感動や勇気を届ける大きな機会となる。また、年齢や国籍、性別、障害の有無にかかわらず誰もがスポーツを楽しむ機会を創出し、世界に向けて日本の魅力を力強く発信する絶好の機会ともなる。都は、こうした両大会開催の意義を踏まえ、両大会を通じて都が目指す姿を「ビジョン 2025 スポーツが広げる新しいフィールド」として取りまとめるとともに、「全ての人が輝くインクルーシブな街・東京」の実現に貢献するという目標に向けて、両大会を通じて取り組んでいく方向性や、主な内容などをまとめ、様々な取組を進めてきた。

国際スポーツ大会開催への支援は、東京 2020 大会や世界陸上、デフリンピックのレガシーの継承・発展に大きく資するものである。スポーツの一層の振興につなげるとともに、情報保障の充実も含め、国籍や障害の有無にかかわらず、互いに思いやり、全ての人が安心して暮らせる共生社会実現を目指していくためにも、引き続き国を挙げて取り組むことが必要である。

<具体的要求内容>

(1)世界陸上、デフリンピックの成果をレガシーとして発展させていくため、 国として、引き続き、都や運営組織等と連携・協力を行い、財政支援を含め た全面的な支援を行うこと。

- (2) 環境に配慮した車両の導入や再生可能エネルギーの活用など、環境負荷低減に向けた技術やユニバーサルコミュニケーション技術など、国際スポーツ大会における日本の先進的な技術の活用に関し、引き続き国として必要な支援を行うこと。
- (3) 国際スポーツ大会を通じた日本及び東京の都市の魅力の発信や、東日本大震災からの日本の復興に係る情報発信等について、引き続き必要な連携・支援を行うこと。
- (4)誰もがスポーツに親しむ社会の実現に向け、東京 2020 大会や世界陸上、デフリンピックを契機に高まったスポーツ気運を、更に広げていくため、競技団体の組織体制強化や体制構築、選手の発掘・育成・強化など、引き続き国が率先的に取り組むこと。
- (5) 引き続き国として所管施設をはじめ、誰もがコミュニケーションをスムーズに取れる情報保障の推進を図ること。

2 高等学校等における授業料の無償化等

1 高等学校等就学支援金制度の見直しによる授業料無償化の実現 (提案要求先 文部科学省・こども家庭庁) (都所管局 教育庁・子供政策連携室)

保護者等の所得により学校選択が左右されないよう制度の見直し を行い、高等学校等の授業料の無償化を実現すること。

<現状・課題>

教育は、子供の健全な育ちを支える重要な基盤であり、家計の経済状況にかかわらず、子供たちが、将来にわたって安心して学ぶことができる環境を早期に実現すべきであるが、高等学校等就学支援金制度については、平成26年4月の制度導入以来、所得制限が設けられているため、支給の対象外となっている生徒がいる。

また、所得以外の要件では、就学支援金の支給期間は全日制課程で36月、定時制課程及び通信制課程で48月までとされている。学力と家計所得との関連は文部科学省による全国学力学習状況調査結果においても言及されているところであり、また、学力の低さは留年等の結果につながりやすい。このため、特に支援を必要としている低所得世帯における負担を確実に軽減するためには、留年等において上記の支給期間を超えた生徒についても、就学支援金の支給対象とすべきである。

なお、都においては、自分のペースに合わせてじっくり学びたい生徒、高校を 中途退学した生徒など、全日制高校では自身の能力や適性を十分に生かしきれな い生徒のための高校(チャレンジスクール等)を設置している。このような学校 をはじめ、特に定時制課程及び通信制課程の学校では4年を超えて在籍する生徒 が一定規模存在する。

また、定時制課程及び通信制課程(単位制による課程)において就学支援金の対象となるのは、卒業に必要な74単位まで、また、年間に30単位までとしており、その単位数を超えるものについては、支援金の対象とはならず、超過する単位に相当する授業料の納入が発生する。全日制課程や定時制の単位制によらない課程では授業料が定額のため74単位を超えて、また、年間30単位を超えて履修しても、授業料は発生することはないが、単位制課程が自発的に履修する場合等には、超過する単位に相当する授業料を徴収することになり、不公平感がある。

<具体的要求内容>

- (1) 保護者等の所得により学校選択が左右されないよう、国の責任と財源において所得制限を撤廃し、高等学校等の授業料の無償化を実現すること。
- (2) 高等学校等の授業料の無償化を実現する際、以下の事情に該当する授業料 について、就学支援金の対象とすること。

ア 留年等の理由により、全日制課程で36月を、定時制課程及び通信制課程

で48月を超えて在籍する者の授業料

- イ 定時制課程及び通信制課程の単位制により授業料を規定している場合に おいて、履修単位数が74単位を、年間の履修単位数が30単位をそれぞれ 超えた分の授業料
- ウ 月の中途で転学した場合の、転入した学校の一月分の授業料
- (3) 高等学校等の授業料の無償化を実現する際、申請については、申請書は不要又は形式的なものとするなど、保護者・生徒等にとって負担がない簡便な方法とすること。
- (4) 就学支援金の実施に係る事務経費についても、都道府県の負担が発生することがないよう全額国が負担すること。

2 私立高等学校等の授業料の無償化等

(提案要求先 文部科学省・こども家庭庁) (都所管局 生活文化局・総務局・子供政策連携室)

- (1) 私立高等学校等の授業料の無償化を国の責任と財源において 実現すること。
- (2) その際、都市部における教育費の高さなど、地域の実態を踏まえた仕組みとすることに加え、実施に係る事務経費も全額国が負担すること。
- (3) 国において、上記に係る方策が実施されるまでの間、地方自 治体が子育て世帯の負担軽減に積極的に取り組むことができる よう、財政支援を講じること。

また、保護者等の利便性向上、私立学校等や地方自治体の事務の効率化等の観点から、就学支援金制度をより柔軟な制度に改善すること。

(4) 現状の支援の中においては、高等学校等就学支援金制度に係る費用について、国の責任で全額を措置するとともに、高等学校等就学支援金オンライン申請システム「e-Shien」の機能を改修・改善すること。

<現状・課題>

教育は、子供の健全な育ちを支える重要な基盤であり、家計の経済状況にかかわらず、子供たちが、将来にわたって安心して学ぶことができる環境を早期に実現していかなければならない。全国共通の課題に対し、国家的な視点で制度設計を行い、推し進めていくことが求められる。 都は、子育て世帯の教育費負担軽減の取組を先行的に実施するため、私立高校及び東京都立産業技術高等専門学校の授業料について、令和6年度から、国の就学支援金と合わせて、独自の特別奨学金等により、保護者等の所得にかかわらず都内私立高校平均授業料額まで支援している。

一方、国は、令和7年2月25日に自由民主党、公明党、日本維新の会が合意し、「いわゆる高校無償化」において、令和8年度から、収入要件を撤廃し、私立加算額を45.7万円に引き上げるとしている。また、令和7年6月13日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2025」において、いわゆる高校無償化

については、これまで積み重ねてきた各般の議論に基づき具体化を行い、令和8年度予算の編成過程において成案を得て、実現するとしている。しかし、都内私立高校の平均授業料を依然として下回っている状況である。

現在は、国の制度と都の制度が併存することにより、保護者等や私立学校等は 二つの制度への申請・審査が必要であり、都としても二つの制度を運用する必要 があるなど、複雑な仕組みや事務負担が課題となっている。

就学支援金については、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成 22 年法律第 18 号)において、都道府県が就学支援金を受給権者に支給することとなっており、その就学支援金の支給に要する費用については、国が都道府県に全額相当を交付するとしている。しかし、就学支援金の事務執行に要する費用については、予算の範囲内で交付するとしているにすぎず、毎年度、多額の超過負担が発生している。

また、都は、令和5年度から、国が開発した高等学校等就学支援金オンライン申請システム「e-Shien」を活用してオンライン申請を開始しているが、「e-Shien」では、繁忙期における不安定な稼働や昼間時メンテナンスによる利用機会の制限、不備申請につながる入力画面、入出力データの制約など機能が不十分であり、利用者の申請・審査や都道府県事務の効率化の障害となっている。

<具体的要求内容>

- (1) 保護者等の所得により学校選択が左右されないよう、私立高等学校等の授業料の無償化を国の責任と財源において実現すること。
- (2) その際、都市部における教育費の高さなど、地域の実態を踏まえた仕組みとすることに加え、実施に係る事務経費も全額国が負担すること。
- (3) 国において、上記に係る方策が実施されるまでの間、子供を産み育てやすい社会の実現に向けた歩みを止めないため、地方自治体が子育て世帯の負担軽減に積極的に取り組むことができるよう、財政支援を講じること。

また、国の制度と地方自治体の制度が併存することを踏まえ、保護者等の 利便性向上、私立学校等や地方自治体の事務の効率化等の観点から、就学支 援金制度をより柔軟な制度に改善すること。

(4) 現状の支援の中においては、国は、就学支援金の支給制度を国策として実施することから、その事務の執行に要する費用についても、都道府県及び学校に対し全額を措置するとともに、都道府県からの意見を踏まえ、利用者にとって分かりやすく、事務の効率化に資するよう高等学校等就学支援金オンライン申請システム「e-Shien」の機能を改修・改善すること。

参考

○ 都の現状

<私立高等学校等特別奨学金>

単位:百万円

	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和6
	年度							
補助総額	12, 488	13, 666	13, 924	11, 322	12, 307	13, 005	13, 444	51, 277

<就学支援金>

単位:千円

	平成 29	平成 30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
	年度							
国からの高	180, 638	162, 458	128, 062	150, 123	145, 618	162, 224	142, 020	141, 058
等学校等就								
学支援金事								
務費交付金								
都の高等学	444, 786	470, 317	559, 043	525, 594	520, 090	566, 535	697, 863	679, 690
校就学支援								
金事務に係								
る経費								

3 高等教育に係る経済負担の軽減

(提案要求先 文部科学省・こども家庭庁) (都所管局 子供政策連携室・総務局・生活文化局・教育庁)

高等教育費の家計負担の在り方を抜本的に見直すこと。

<現状・課題>

日本の少子化は想定を大きく上回るペースで進行している。令和6年の出生数は、9年連続の減少で68.6万人となり、統計史上最少を更新した。急激な人口減少は、社会の存立基盤を揺るがす重大な危機である。少子化の要因は多岐にわたっているが、国立社会保障・人口問題研究所が令和3年6月に実施した「第16回出生動向基本調査」では、夫婦が理想の子供数を持たない理由として、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」という回答が最多となっており、教育費の負担の大きさは主要因の一つとして挙げられている。

中でも高等教育費の家計負担については、昨年、経済協力機構(OECD)が公表した「図表でみる教育(Education at a Glance)OECDインディケータ」によると、日本の家計負担の割合は51%であり、OECD加盟国の平均である19%の2倍超となっており、諸外国と比較しても非常に高い水準にある。

日本学生支援機構が実施した「令和4年度学生生活調査」によると、半数程度の学生が何らかの奨学金を受給しているが、貸与型が主流である。奨学金の返済という経済的負担が、結婚・妊娠・出産・子育てなどの生活設計に影響を与えていることも懸念される。

国においては、平成 29 年度から住民税非課税世帯等の要件を満たす学生を対象に、我が国で初めての給付型奨学金事業が導入された。その後、令和 2 年度から高等教育の修学支援新制度が開始され、授業料・入学金の免除又は減額と、給付型奨学金の支給額・支給要件等の拡充が実施された。さらに、同制度について、令和 6 年度には理工農系学生及び多子世帯の中間層に支援対象が拡大され、令和7 年度は多子世帯の学生等の授業料等無償化について措置が講じられている。

一方、都は、東京都立大学等において、学生の学修機会の確保を目的として、 国を上回る水準で授業料の減免等支援を行うとともに、都内の子育て世帯の教育 費の負担軽減の観点から、所得制限を撤廃し、住所等の要件を満たす世帯を対象 に令和6年度から授業料の実質無償化を実施している。

また、東京の持続可能性を支える人材の安定的な確保と若者の経済的負担軽減のため、令和7年度から、奨学金を借りていた学生が、都内の教員や技術系の公務員になった場合、都が本人に代わり奨学金の一部を返還する事業を実施している。

高等教育費における家計負担の在り方については、国家的な視点で制度設計を行い、将来を見据えて継続的に見直しを行うべき課題であり、保護者等の所得により学校選択が左右されないよう、国の責任と財源において支援を更に拡充していく必要がある。

<具体的要求内容>

(1) 高等教育の修学支援新制度について、授業料等減免や給付型奨学金の支援 対象の拡大・給付型奨学金の給付額の引上げ等、更なる負担軽減により、授 業料の無償化を実現すること。その際、都市部における教育費の高さなど、 地域の実態を踏まえた仕組みとすること。

また、地方自治体の財政負担を軽減するような制度設計とすること。

(2) 高等教育に係る経済負担の軽減に当たっては、高等教育の修学支援新制度 の充実に加え、貸与型奨学金の支援対象拡大や返還支援の充実等を含め、若 者・子育て世代の実情を踏まえた支援策を講じること。

4 学校給食費の無償化

(提案要求先 文部科学省・こども家庭庁) (都所管局 教育庁・子供政策連携室)

- (1) 学校給食費の無償化を早期に実現すること。
- (2) 国の方策が講じられるまでの間、地方自治体の取組に財政支援を講じること。

<現状・課題>

学校給食は、学校の設置者が実施主体となり(学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号)第4条、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律(昭和 31 年法律第 157 号)第3条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律(昭和 32 年法律第 118 号)第3条)、学校給食摂取基準等を踏まえた栄養のバランスの取れた食事を提供することとされている。学校給食の実施に必要な、施設設備費及び人件費等の管理的経費は学校設置者の負担とされ、食材費等の学校給食費は、保護者の負担とされている(学校給食法第 11 条及び同法 施行令第2条、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律第5条及び同法律施行令第1条、特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律第5条及び同法律施行令)。

国は、令和5年12月に策定した「こども未来戦略」において、学校給食費無償化の実現に向けて、全国ベースの実態調査を行いその結果を公表した上で、小中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含め課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討するとしている。これを踏まえ、国は別途調査を実施し、その結果を令和6年6月に公表した上で、同年12月27日に「「給食無償化」に関する課題の整理について」を公表した。さらに、令和7年6月には、経済財政運営と改革の基本方針2025において、給食無償化等について「これまで積み重ねてきた各般の議論に基づき具体化を行い、令和8年度予算の編成過程において成案を得て、実現する。」旨、閣議決定がなされている。また、国は、食料費高騰の影響を受ける保護者の負担軽減を図るため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金といった支援策を講じ、この活用を各自治体に促している。

都内区市町村は、各自治体の判断により、上記交付金や自己財源により、給食費の保護者負担軽減や無償化を実施している。また、区市町村からは、学校給食法を改正するとともに、地方交付税の交付・不交付にかかわらず、国の負担において学校給食の無償化が進められるよう国に働き掛けることなどの要望が寄せられている。

こうしたことを背景に、都においては、子育て世帯の保護者負担軽減を図るため、都立学校の保護者等が負担する学校給食費を都が負担するとともに、都内の区市町村が学校給食費の保護者負担軽減に取り組む場合、その費用の2分の1を支援する事業を、令和6年度から開始している。こうした中、令和7年1月から都内の全ての区市町村において公立小中学校の学校給食費の無償化が実現されて

いる。

教育は子供の健全な育ちを支える基盤であり、家庭の経済状況にかかわらず、 子供たちが安心して学び・育つ環境を早期に実現していかなければならない。全 国共通の課題に対し、国家的な視点で制度設計を行い、推し進めていくことが求 められる。将来に希望を持てる持続可能な社会の実現に向け、従来の延長線では ない大胆な政策を早期に具体化されるよう求める。

<具体的要求内容>

- (1)子供たちの健全な成長を支える学校給食費の無償化を早期に実現すること。 その実現に当たっては、地方交付税による措置ではなく、全ての自治体に対し、国の責任において確実に財源を確保すること。
- (2) 国において、上記に係る方策が実施されるまでの間、子供を産み育てやすい社会の実現に向けた歩みを止めないため、地方自治体が子育て世帯の負担軽減に積極的に取り組むことができるよう、財政支援を講じること。

5 教育支援センターの機能強化、学びの多様化学 校の拡充等

> (提案要求先 文部科学省) (都所管局 教育庁)

- (1)教育支援センターの機能強化に必要な人員配置、指導内容の 充実及び環境整備のための財政的な支援を継続して行うこと。
- (2) 学びの多様化学校の設置・運営に当たり、十分な指導を可能とする教員定数の充実及び必要な財政的支援を行うとともに、学校の施設内の教室に学びの多様化学校を設置する形態(校内分教室型)を認めること。
- (3)全ての中学校での不登校対応の充実に向けて、対応の中心となる教員を安定的に配置できるよう教員定数の一層の拡充を図ること。
- (4) その他、不登校対応を推進するために必要な支援を継続的に 行っていくこと。

<現状・課題>

昨年度文部科学省が実施した、令和5年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(以下「問題行動等調査」という。)によると、小・中学校の不登校児童・生徒数は、全国公立学校では336,423人、都内公立小・中学校では31,726人であり、増加傾向にある。

不登校となった児童・生徒は、自信を失い、社会から孤立しがちになるとともに、生活の乱れを招いたり、学力の習得の機会を失い、将来の進路選択が困難になったりするなど、深刻な課題を抱える場合が多く、将来の社会的自立に向けた支援は喫緊の課題である。

現在、各自治体では、教育支援センターを設置し、不登校の児童・生徒の社会的自立に向け相談や学習指導等に対応している。これに加え、一部の自治体では、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間、学校を欠席している児童・生徒への教育の場として、学びの多様化学校を設置している。

国においては、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について(通知)」(令和5年3月31日)及び「不登校児童生徒への支援の充実について(通知)」(令和5年11月17日)を各都道府県教育委員会教育長等に宛てて通知し、教育支援センターの充実及び学びの多様化学校の設置促進や、スクール

カウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実等について示すなど、自 治体の取組を支援している。

しかしながら、令和5年度問題行動等調査によると、全国に1,743施設ある教育支援センターで相談・指導等を受けた公立小・中学生の人数は30,069人で、不登校児童・生徒全体の約8.9パーセントに過ぎない。このうち都では、区市町により100施設が設置され、3,786人の小・中学生が教育支援センターで相談・指導等を受けたが、不登校児童・生徒全体の約11.9パーセントという状況である。また、学びの多様化学校については、令和6年4月現在、全国で35校しかな

このような状況に鑑み、各自治体では、地域の実情や特性等に応じ、様々な不 登校対応を講じている。都においては、教育支援センターの充実を図るために補 助事業を実施している。

く、そのうち都内公立学校は6校という状況である。

また、学びの多様化学校を早期に整備できるよう、教員の配置や、新設時の環境整備に必要な経費の補助等の支援を行い、区市町村による設置促進を図っている。さらに、不登校の子供が多い小・中学校に、校内別室指導支援員が配置できるよう、経費を補助したり、不登校対応を専門に担い、授業や担任をもたずに複数の中学校を巡回する教員を配置したり、中学校の空き教室を利用し、教科を指導する複数の教員を配置するチャレンジクラス(不登校対応校内分教室)を設置したりするなど、不登校生徒への個別支援の充実を図っている。

一方、不登校児童・生徒の支援を充実していくためには、自治体だけの取組では限界があり、国による支援が必要である。

国による支援の必要性については、平成 29 年 2 月に施行された義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成 28 年法律第 105 号。以下「法」という。)において、国及び自治体は、教育支援センターや学びの多様化学校の整備及び充実のために必要な措置を講ずるよう努めることが示されている(法第 10 条及び第 11 条)。

さらに、法第7条に基づく基本指針(義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針(平成29年3月31日))において、不登校児童・生徒等に対する教育機会の確保等の施策については、国や自治体等の相互の密接な連携の下で行うことが重要であるとされている。

こうしたことから、国及び自治体の協力の下、不登校に関する様々な背景や状況に応じて、具体的かつ実効性のある取組を推進していく必要がある。

<具体的要求内容>

- (1)教育支援センターの機能強化を図るための継続した人員配置、財政的支援 不登校となり、長期間ひきこもりの状態にある児童・生徒が、教育支援センターに通えるよう支援を行うとともに、教育支援センターに通っている児童・生徒の個々の状態に合わせ、適切な相談対応や学習支援等を十分に行うことのできる体制を構築するため、設置者に対し、人員の配置、指導内容の充実及び施設環境整備等を行うための財政的支援を継続して行うこと。
- (2) 学びの多様化学校の設置・運営に対する教員定数の充実、財政支援 不登校となった児童・生徒が再チャレンジを図り、自ら選択した進路に向

け、自分のペースで学ぶことができるような、新たな学びの場を広げるため、 設置者である区市町村に対し、個々の児童・生徒の状況に応じた少人数指導 を可能とする教員定数の充実や、設置・運営に対する財政支援を行うこと。 また、学びの多様化学校の設置促進のため、経費・土地・施設の負担を減 らすことができるよう、学校の施設内の教室に学びの多様化学校を設置する 形態(校内分教室型)を認めること。

- (3)全ての中学校での不登校対応の充実に向けた教員定数の拡充 不登校の生徒一人一人の状況に応じたきめ細かい対応や学校が組織的な支 援体制を構築するため、中学校に対応の中心となる教員を安定的に配置でき るよう、加配定数の拡充など教員定数の一層の充実を図ること。
- (4) 不登校対応推進のための継続的支援 上記のほか、不登校対応全般において、施策を推進していくために必要な 支援を継続的に行うこと。

6 学校における働き方改革の実現

(提案要求先 文部科学省・スポーツ庁・文化庁) (都所管局 教育庁)

学校における働き方改革を推進し、教員の長時間労働改善と教育の質の向上を図るため、業務負担の軽減等に係る人的措置・財政的支援を行うこと。

<現状・課題>

学校における働き方改革については、国において、中央教育審議会が令和6年8月に「「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について(答申)」を取りまとめている。その中では、全ての教員の時間外在校等時間が月45時間以内となることを目標として設定し、将来的に平均値として月20時間程度への縮減を目指し、見直しを継続すべきという考え方が示されている。

また、令和7年6月には「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律(令和7年法律第68号)」が成立し、教員の処遇改善とともに、学校における働き方改革の一層の推進のため、令和11年度末までに時間外在校等時間を月平均30時間以下にするという目標が定められた。また、教育委員会に対しては、業務量管理・健康確保措置実施計画の策定・公表、計画の実施状況の公表等が義務付けられるとともに、学校に対しては、学校運営に関する基本的な方針に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含めることが義務付けされた。さらに、都道府県教育委員会に対しては、区市町村教育委員会に対し、業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及びその円滑かつ確実な実施に関し必要な指導、助言その他の援助を行うよう努力義務が課せられるなど、様々な取組の実行が求められている。

都教育委員会は、令和5年度から令和8年度までの4年間に、集中的に取り組むべき具体的な対策を取りまとめた「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」を令和6年3月に策定し、時間外在校等時間が月45時間を超える教員の割合を0パーセントとするなどの目標を設定の上、学校における働き方改革に取り組んでいる。

こうした状況の中、都内公立学校においては、都教育委員会、区市町村教育委員会、学校等が連携して働き方改革に総合的に取り組み、令和6年度時点で、時間外在校等時間が月 45 時間を超える教員の割合は減少傾向にあるなど一定の進捗がみられている。

しかしながら、都の掲げた月 45 時間を超える教員の割合を 0 パーセントとする目標及び、法で定められた月 30 時間の目標達成に向けては、更なる取組が必要である。そのためには、国、都及び区市町村、教育委員会、学校が一体となり、具体的かつ実効性のある取組を講じ、教員の働き方改革の効果を確実にあげていくためには、国による支援が不可欠である。

<具体的要求内容>

- (1) 「教員の働き方改革」を一層推進するために、教員が担うべき業務の見直 しや校務のDX化、学校マネジメントの強化、指導・運営体制の充実など、 業務量の削減や実効性の高い施策の実施を通じて、勤務実態の早急な改善に 繋げていくこと
- (2)教職調整額の引上げなどの教師の処遇改善を含めた「教員の働き方改革」 をはじめとする全国共通の本質的課題については、施策の実施に当たって、 地方へ負担を転嫁することなく、国の責任において、全ての自治体に対し て確実に財源を措置すること。
- (3) 教員の事務作業等に係る負担を軽減するため、スクール・サポート・スタッフ (教員業務支援員)の国庫補助を拡充するとともに、通勤手当相当の経費を補助対象経費とするなど、財政的支援を充実すること。
- (4) 小学校において、教育の質の向上及び教員の負担軽減を図るため、副担任 相当の業務を担う外部人材の配置に係る国庫補助を拡充するとともに人材派 遣による配置を補助対象経費とするなど、財政的支援を充実すること。
- (5) 小学校において、教育内容を充実させるとともに教員の負担を軽減するため、専門性の高い外部人材を特別非常勤講師として任用する経費について、 財政的支援を行うこと。
- (6) 校務の中核的役割を担う教員の負担軽減のため、主幹教諭に加え、学年主任や研究主任、司書教諭、校内のデジタル化推進等を担う教諭についても授業時数の軽減が可能となるよう、財政的支援を行うこと。
- (7) 教員の中でもとりわけ多忙な副校長の業務負担を軽減するため、副校長を 補佐する外部人材の配置に係る国庫補助を拡充するなど、財政的支援を充実 すること。
- (8) 専門的な指導ができる部活動指導員等の導入を促進・拡大するための財政的支援を行うこと。
- (9) 部活動の円滑な地域連携・地域移行を進めるため、スポーツ団体や指導者などの質や量の確保に向けた方策、部活動指導員や外部指導者等に係る財政支援など、国による更なる総合的な支援を行うこと。

7 学校施設の空調設備整備に対する支援

(提案要求先 文部科学省) (都所管局 教育庁)

区市町村立学校の空調設備整備が推進されるよう、財源を早急に 確保し、財政支援を行うこと。

また、リースを活用した空調設備整備に対して財政支援を行うこと。

さらに、都立高等学校等についても、新たに空調設備整備の補助制 度の対象に加え、財政支援を行うこと。

<現状・課題>

(1) 区市町村立学校の空調設備整備事業について

昨今の猛暑は災害に相当すると言われており、熱中症対策に対する保護者等の関心は高く、学校施設の空調設備整備についてはより一層の取組が求められている。

都は平成22年度から教室の冷房化(空調設備の新規導入)に取り組み、独自の補助制度を実施するなど、安全・安心な学校環境整備を推進している。

普通教室の冷房化は平成25年度末に完了し、平成26年度からは特別教室の冷房化に取り組んでいるところであるが、普通教室等の空調更新を図る自治体においては、引き続き建築計画に空調事業を計上している。

また、学校体育館は、被災時には避難所としての機能を有するため、避難 所の熱中症対策のためにも、教室と同様に空調設備整備を推進する必要が ある。

そのため、都においては、平成30年度から、学校体育館等への空調設置について補助制度を創設した。国はリース方式の空調設備整備について国庫補助対象としていないが、都は、令和元年度からリース方式の空調整備事業についても区市町村の取組を支援している。

国の空調設備整備事業において、学校体育館等は断熱性の確保を条件として採択されているが、そのほとんどが補正予算によるものである。

(2) 都立高等学校等の状況について

都立高等学校等については、現在、施設老朽化に伴う改築や改修に加え、 トイレの洋式化やゼロエミッション化の推進等の対応など、多くの施設整備 案件を抱えている現状がある。

こうした中、近年における猛暑に伴い、暑さ対策として、学校体育館等への空調設備の整備や、特別教室への空調設備整備の推進に努めていくことも、強く求められている。

空調設備の整備は、緊急に実施することが求められており、かつ多額の費

用を要することから、財源の確保が必要不可欠となっているものの、都立高等学校等については、学校施設環境改善交付金の対象外となっている。

<具体的要求内容>

(1) 猛暑日等の日数は増加傾向にある。小・中学校は、児童・生徒が1日の多くの時間を過ごす場所であり、また、体育館は、災害時には避難所となる。そのため、空調設備の更新や特別教室及び体育館等への新設を早期に計画的に実施する必要があることから、区市町村立学校の空調設備整備について、区市町村が早期に設置・更新を完了できるよう、必要な財源を十分に確保し、採択を保留することなく当初予算により採択すること。

また、リースを活用した空調設備整備に対して財政支援を行うこと。

(2) 都立高等学校等についても、空調設備の整備には多額の費用が必要なことから、新たに補助制度の対象に加えること。

8 教育のデジタル化の推進に向けた支援

(提案要求先 文部科学省) (都所管局 教育庁)

- (1) 一人1台端末整備の補助制度について、国の責任での財政支援を前提とした上で、補助制度については補助基準額を増額するとともに、令和8年度以降の更新分についても確実に補助金を措置すること。
- (2) 一人1台端末整備に係る基金活用に伴う地方負担分に対する 財政支援は、令和8年度以降も継続するとともに、地方財政措 置分は補助金による財政支援へ切り換えること。
- (3)端末整備完了後における保守管理、クラウド利用も含めた学習支援サービス、キーボード以外の周辺機器、指導者用端末、予備端末等も、休業期間や日頃のICT利活用時に必要不可欠となることから、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- (4) 校内通信ネットワークの円滑な運用のための技術的な支援に加え、学校の通信ネットワーク速度の改善に係る補助制度について、補助単価の増額や補助割合のかさ上げ、補助対象校の範囲拡大も含めて、当該事業の実施に対して継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- (5) ヘルプデスク設置、ICT支援員の配置費用等について、地 方財政措置は補助金による財政支援へ切り換えた上で、継続的 かつ十分な財政支援を行うこと。特にICT支援員については、 学校におけるデジタルの活用場面の増加を踏まえ、複数配置等 も可能となるよう財政支援の充実を図ること。
- (6)次世代校務DX環境の整備について、初期費用の補助単価の 増額・補助割合のかさ上げのほか、後年度の整備費用・経常的 経費の継続的かつ十分な財政支援を行うこと。

- (7) 校務DXを幅広く実現できるよう、ダッシュボードや勤怠管理システム、保護者連絡ツール、デジタル採点ツールなどの整備・導入についても財政支援を行うこと。
- (8) モバイルWiーFiルーター等や家庭学習時の通信費について、十分な財政支援を行うこと。
- (9) 令和6年度に策定した「令和7年度以降の学校におけるIC T環境の整備方針」及び当該方針に基づく整備計画については、 地方自治体や関係者の意見等を十分踏まえながら、今後、随時 見直しを検討すること。
- (10) 「学校のICT環境整備3か年計画」(令和7年度から令和10年度まで)」について、地方交付税不交付団体等では各自治体での予算化が難しい現状を踏まえ、各事業の措置額を明確化した上で、その全額を補助金による財政措置へ切り換えること。
- (11) 一人1台端末更新の基金創設や共同調達の推進等によって、 都や区市町村の事務負担が増大していることから、事務負担軽 減の観点から、最大限の支援を行うこと。
- (12) 高校段階における生徒端末整備支援制度について、高校段階 の学びにふさわしい仕様の端末を整備できるよう、十分な財政 支援を行うとともに、保護者負担で整備する場合にも活用可能 な柔軟な制度とすること。
- (13) 公立学校における生成AI等先端技術の活用に向けた人員及 び環境の整備に向け、補助金による必要な財源措置をすること。
- (14) デジタル教科書について、必要な教科の全校導入に向けた今後の在り方と、そこに向かう行程などの検討を速やかに進め、 全体像を早期に示すこと。

<現状・課題>

緊迫する国際情勢、人口減少・少子高齢化に加え、デジタルが急激に進展する大変革の時代である。こうした中、これからの時代を生きる子供たちは、一人一人が自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を伸ばしていく必要がある。

そのためには、基礎学力の確実な習得を行うとともに、多様な子供たち一人一人の能力、適性等に応じた学びを提供していくことが重要であり、児童・生徒一人1台端末や高速大容量通信ネットワーク等、ICTを有効に活用していくことが求められる。

このような中、国は新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、義務教育 段階における児童・生徒一人1台端末等を整備する「GIGAスクール構想」を 前倒し、都では令和3年度までに全ての区市町村立学校において一人1台端末の 整備が完了した。

一人1台端末を積極的かつ有効に利活用していくため、都は、ICT支援員やGIGAスクール運営支援センターに係る都独自の補助制度を設け、区市町村立学校におけるICT支援体制の整備を推進した。こうした取組等により、令和4年度の国調査の結果においては、一人1台端末を「ほぼ毎日使う」と回答した小学校の割合が7割を超え、全国2位となるなど、一人1台端末の利活用は大きく進んだ。今後も、デジタル教科書の導入や一人1台端末から得られる学習データに基づく指導等、一人1台端末の利活用を更に拡大していくことが必要となり、今や、一人1台端末は、教育の質を向上させるためのマストアイテムとなっている。

国は、令和5年度補正予算において、予備機を含む一人1台端末の計画的な更新に向けて、都道府県に基金を設置することとし、5年間同等の条件で支援を継続するとした。具体的には、児童生徒全員分の端末に加えて、予備機も補助対象となったほか、1台当たりの補助基準額はこれまでの4万5,000円から5万5,000円に増額された。そして、都道府県を中心とする共同調達等、計画的・効率的な端末整備を推進するとした。

一方、基金を造成するための予算としては、令和7年度更新分までの予算とされており、後年度について方針が示されていない。

また、基金を活用して自治体が行う児童生徒一人1台端末の整備に必要な経費の内、地方負担分については、令和9年度まで地方財政措置が講じられるとのことである。

言うまでもなく、一人1台端末の更新の費用負担について、義務教育段階であることを踏まえ、国の責任での財政支援を前提としつつ、補助制度については補助基準額を増額するとともに、令和8年度以降の更新分についても確実に補助金を措置する必要がある。

また、一人1台端末整備に係る基金活用に伴う地方負担分に対する財政支援は、令和8年度以降も継続するとともに、区市町村での確実な予算措置につながるよう、地方財政措置分は補助金による財政支援へ切り換える必要がある。

また、今後、一人1台端末だけでなく、学校で使用する指導者用端末や予備端末等も更新時期を迎える。指導者用端末や予備端末等の更新費用についても、継続的かつ十分な財政支援が必要となる。さらに、一人1台端末の利活用に向けて、端末整備完了後における保守管理や、クラウド利用も含めた学習支援サービス利用、キーボード以外の周辺機器の整備等に要する費用に対しても、財政支援の対象とする必要がある。さらに、端末更新に当たっては、既存端末について、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成24年法律第57号)に基づく認定事業者への処理委託を行う等、再使用又は再資源化を含め適切な処分が必要となるため、これに要する費用に対しても財政支援の対象とする必要がある。

区市町村立学校のICT支援体制について、国は、一人1台端末環境の安定的な運用を支援するため、令和3年度第一次補正予算から「GIGAスクール運営支援センター整備事業」として、ヘルプデスクの設置や校内ネットワークの点検・応急対応等に要する経費に対して補助を行っている。国は、令和5年度において、自治体が連携してGIGAスクール推進協議会を設置し、事業を実施する場合の経費に対して補助を行い、全区市町村と連携する場合には補助割合をかさ上げしたが、当該事業自体も令和6年度に廃止された。令和7年度から令和9年度までは地方財政措置としたが、補助金による財政支援へ切り換えた上で、継続的かつ十分な財政支援が必要となる。

当該事業の支援対象であるヘルプデスクの運営やネットワークトラブル対応等は、ICTに係る技術の進展や更新等により、端末利活用が定着して以降も必ず発生する業務であり、学校での日常的な端末利活用を支える業務として必要不可欠である。

GIGAスクール構想が目指す学びの実現に向けて、文部科学省は、全ての学校で必要なネットワーク環境が整備される措置を講ずるとしている。校内通信ネットワークの整備が完了した学校においても、デジタル教科書の導入を控え、一人1台端末の常時接続環境下での通信ネットワークの円滑な運用に当たって、様々な課題が生じることが想定される。学校のネットワークの改善のためには、課題のある学校におけるネットワークアセスメントの実施の促進及びアセスメントの結果を踏まえたネットワーク環境の改善等に対する補助金を措置するとした。

しかし、国が設定している当該事業の1校当たりの補助単価が低く、学校の通信ネットワーク速度の改善に必要な経費を十分に充当できていない。令和8年度以降も、補助単価の増額や補助割合のかさ上げ、補助対象校の範囲拡大も含めて、当該事業の実施に対して継続的かつ十分な財政支援が必要となる。

また、端末を日常的かつ効果的に利活用していくためには、教員をサポートする I C T 支援員が欠かせない。国は令和 3 年度、学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)の一部を改正し、I C T 支援員を「情報通信技術支援員」という新たな名称で、教員と連携協働しながら不可欠な役割を果たす支援スタッフとして位置付けた。 I C T 支援員は、日常的なメンテナンスや更新作業のほか、端末を効果的に利用した授業支援や教材作成等も担い、学校での端末利活用に欠かせないスタッフである。地方財政措置は令和 9 年度まで措置されることとなったが、今後は補助金による財政支援へ切り換えた上で、継続的かつ十分な財政支援が必要となる。さらに、学校におけるデジタルの活用場面の増加を踏まえ、複数

配置等も可能となるよう財政支援を一層充実していく必要がある。

統合型校務支援システムの整備率は年々上昇し、校務の効率化に大きく寄与してきた。しかし、システムを自前サーバに構築し、閉域網で稼働させており、校務用端末も職員室をはじめとした利用場所が限定的であることから、一人1台端末の整備とクラウド活用を核とする教育DXや働き方改革の流れに適合しなくなってきている。

こうした状況に鑑み、国は、自治体の次世代校務DX環境整備に係る初期費用を財政支援することとしたが、国が掲げたKPIを達成するためには、初期費用の補助単価の増額・補助割合のかさ上げのほか、後年度の整備費用・経常的経費の継続的かつ十分な財政支援を行う必要がある。また、学校全体の校務DXを推進するためには、統合型校務支援システムだけでなく、その周辺システムであるダッシュボードや勤怠管理システム、保護者連絡ツール、デジタル採点ツール等の一体的な整備・導入が重要であることから、これらに要する経費の財政支援が必要である。さらに、モバイルWi一Fiルーター等の補助制度について、ICTを活用した家庭学習の重要性が増す中で、モバイルWi-Fiルーター等や家庭学習時の通信費について、十分な財政支援が必要である。

また、令和6年度に策定した「令和7年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」及び当該方針に基づく整備計画については、地方財政措置等、国のICT環境整備の支援の在り方を規定するものとなるため、地方自治体や関係者の意見等を十分踏まえながら、今後、随時見直しを検討しなければならない。その際、都や一部の自治体は地方交付税不交付団体であることに加え、地方財政措置されている各事業の措置額が不明確であることから、各自治体での予算化が難しい現状を踏まえ、各事業の措置額を明確化した上で、その全額を補助金による財政措置へ切り換える必要がある。

また、一人1台端末更新の基金創設により、補助金事務の主体が国から都道府県に切り替わったことや、都道府県を中心とする共同調達を推進していくこと等に伴い、都道府県や区市町村の事務負担が非常に増大している。国は、事務負担軽減の観点から、都道府県による補助金や調達事務等の制度構築、区市町村も含めた実務遂行等に対して、最大限の支援を図らなければならない。

都では、高校段階における一人1台端末整備において、一人一人の進路実現に 資するために家庭への持ち帰りや必要なアプリのインストールなど、校内外で活 用していくことが必要であることから、保護者負担による整備を行っているが、 昨今の物価上昇等の影響により同一性能の端末を導入するに当たっても端末価格 は年々上昇している。国は、高校段階一人1台端末整備事業を実施する都道府県 に対して、端末整備費用に係る財政支援を実施することが必要である。

生成AIなど先端技術の発展は日進月歩である。国は令和6年12月に「初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン(Ver.2.0)」において、学校現場において押さえておくべきポイントとして、利活用する場面や主体に応じた留意点について、現時点の知見を具体的に示したが、学校現場での活用のためには、人員及び環境の整備が不可欠である。

また、令和3年6月に「デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議(第

一次報告)」が公表され、令和4年の中央教育審議会初等中等教育分科会の特別部会において教科・学年を絞って令和6年度から段階的にデジタル教科書を導入すること、紙の教科書とデジタル教科書の在り方について児童生徒の特性や学習内容等に応じてハイブリッドに活用することが方向性として示された。主たる教材である教科書の今後の在り方については、児童・生徒の学びを効果的に支援するものとして、紙とデジタルのそれぞれの特性を生かし、デジタル教科書を使用することによる教育効果の検証を行うなど、更に検討を進める必要がある。

国では、デジタル教科書について、令和6年度から、小学校5年生から中学校3年生までを対象に「英語」、次に「算数・数学」を段階的に導入することとなったが、「英語」は全校対象に提供されているものの、「算数・数学」は約5割の学校への提供にとどまっている。このため、「算数・数学」を希望しているにもかかわらず、同じ区市町村内の公立学校の中で提供状況に差が生じており、デジタル教科書の活用を促進するためには、希望する全校を対象に提供する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 一人1台端末整備の補助制度について、国の責任での財政支援を前提とした上で、補助制度については補助基準額を増額するとともに、令和8年度以降の更新分についても確実に補助金を措置すること。
- (2) 一人1台端末整備に係る基金活用に伴う地方負担分に対する財政支援は、 令和8年度以降も継続するとともに、端末補助に係る地方財政措置分は補助 金による財政支援へ切り換えること。
- (3)端末整備完了後における保守管理、クラウド利用も含めた学習支援サービス、キーボード以外の周辺機器、指導者用端末、予備端末等も、休業期間や 日頃のICT利活用時に必要不可欠となることから、継続的かつ十分な財政 支援を行うこと。
- (4) 校内通信ネットワークの円滑な運用のため、技術的な支援に加え、学校の通信ネットワーク速度の改善に関する補助制度について、補助単価の増額や補助割合のかさ上げ、補助対象校の範囲拡大も含めて、当該事業の実施に対して継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- (5) 各学校において、端末活用の日常化が定着するよう、ヘルプデスク設置及びICT支援員の配置費用等について、地方財政措置は補助金による財政支援へ切り換えた上で、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。特にICT支援員については、学校におけるデジタルの活用場面の増加を踏まえ、複数配置等も可能となるよう財政支援の充実を図ること。
- (6) 次世代校務DX環境の整備について、初期費用の補助単価の増額・補助割合のかさ上げのほか、後年度の整備費用・経常的経費等の継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- (7) 学校全体の校務DXが実現できるよう、ダッシュボードや勤怠管理システム、保護者連絡ツール、デジタル採点ツールなどの整備・導入についても財政支援を行うこと。
- (8) モバイルWiーFiルーター等や家庭学習時の通信費について、十分な財

政支援を行うこと。

- (9) 令和6年度に策定した「令和7年度以降の学校におけるICT環境の整備 方針」及び当該方針に基づく整備計画については、地方自治体や関係者の意 見等を十分踏まえながら、今後、随時見直しを検討すること。
- (10) 「学校のICT環境整備3か年計画」(令和7年度から令和10年度)について、地方交付税不交付団体等では各自治体での予算化が難しい現状を踏まえ、各事業の措置額を明確化した上で、その全額を補助金による財政措置へ切り換えること。
- (11) 一人1台端末更新の基金創設や共同調達の推進等によって、都や区市町村の事務負担が非常に増大していることから、事務負担軽減の観点から、最大限の支援を行うこと。
- (12) 義務教育段階を一人1台端末環境で学んだ児童・生徒が、高校段階においても、引き続き端末等を活用しながら学べるようにする必要がある。高校段階の高度・複雑な学びにふさわしい仕様の端末を整備できるよう、昨今の物価高を考慮した上で十分な財政支援を行うとともに、保護者負担で整備する場合にも活用可能な柔軟な制度とすること。
- (13) 公立学校における生成AI等先端技術の活用に向けた人員及び環境の整備 に向け、必要な財源措置をすること。
- (14) 当面、紙の教科書とデジタル教科書が併存されるが、デジタル教科書について、必要な教科の全校導入に向けた今後の在り方と、そこに向かう行程などの検討を速やかに進め、全体像を早期に示すこと。

また、少なくとも小・中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校(小・中学部)に対するデジタル教科書の導入について、英語だけでなく、算数・数学も希望する全ての学校を対象に提供すること。 さらに、英語・算数・数学以外のデジタル教科書を導入する学校や区市町村教育委員会に対して財政支援を行うこと。

9 高等学校における教育のあり方について

(提案要求先 文部科学省) (都所管局 教育庁)

- (1) 学習指導要領の改訂にあたっては、課程、学科、標準単位時間、1単位時間の扱い、必履修科目の扱い、履修主義と修得主義の考え方、単位認定の仕組みなどを根本から見直し、子供が抱える今日的な課題に合わせた柔軟かつ個別最適な学びを展開できる制度とすること。
- (2)制度の抜本的な見直しが図られるまでの間、柔軟かつ個別最 適な学びを展開できるよう、学習指導要領の弾力的な運用を認 めること。
- (3) オンデマンドやデジタル教材などを活用したデジタルによる 学習と、対面指導やオンライン等による探究的でリアルな学習 を適切に組み合わせることで、学びの相乗効果を発揮させられ る教育を実現できるよう検討を進めること。
- (4)特別免許状及び特別非常勤講師等の弾力的な運用を可能とする制度の見直しを図ること。

<現状・課題>

情報通信技術の革新やコロナ禍などを経て、オンライン会議・テレワーク等が 浸透し、就業形態、雇用形態は大きく変化している。また、生成AI等デジタル 技術の発展、世界の気候変動や自然災害、紛争をはじめとする世界情勢の混迷な ど、社会の状況は劇的な変化が進み予測困難な時代が到来している。

全ての子供の可能性を引き出し、学校生活の満足度や充実度の向上、卒業後の豊かな人生や幸福(Well-being)を実現するためには、学習の成果を生徒が生涯を通じて保持し続け、努力や成果を振り返りながら自己肯定感や学習意欲を高めていく視点が重要である。

こうした状況の中、学校教育においては、国における様々な制度改善、各教育委員会や学校における工夫などにより、社会変化に対応する教育を実践してきた。 高等学校の教育については、高等教育機関や実社会との接続機能を果たすことが 求められており、社会の変化に速やかに対応していく必要がある。

しかし、多くの高等学校では、集団の生徒に対し、教員が教室での学びを中心

に授業を行うといった教育のスタイルに留まっており、根本的な変化を遂げることができずにいる。

高等学校への進学率は約99%に達し、積極的に学びに向かうことができない生徒や、知識を現実の社会と結び付けて理解することが難しい生徒、外国に背景のある生徒など多様な生徒の個別のニーズに対応することが求められている。彼らの入学動機や進路志望、興味・関心や学習経験・意欲・背景にある生活環境等は、一人一人それぞれに異なり、非常に多様なものとなっている。

そこで、学校における学びの在り方そのものの根本的視点から見直しを図り、 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を目指して、全ての生徒がそれぞれの興味関心に応じて自ら伸び育つ教育を展開しなければならない。

このような喫緊の課題に対し、デジタルとリアルの最適な組合せにより学校内外で学ぶことができるよう、学び方や教え方の学習基盤の変革、学習指導要領等の柔軟で弾力的な運用、教員が学びの伴走者として生徒に対応する意識改革などを推進し、「新たな教育のスタイル」への転換を早期に実現していく必要がある。こうした観点から、特に重要な事項として、以下要求する。

<具体的要求内容>

- (1) 現代の子供の課題を解決する教育を実現するためには、より柔軟で個別最適な学校づくりが必要であることから、学習指導要領の改訂にあたっては、課程、学科、標準単位時間、1単位時間の扱い、必履修科目の扱い、履修主義と修得主義の考え方、単位認定の仕組みなどを根本から見直し、子供が抱える今日的な課題に合わせた柔軟かつ個別最適な学びを展開できる制度とすること。
- (2)制度の抜本的な見直しが図られるまでの間、柔軟かつ個別最適な学びを展開できるよう、学習指導要領の弾力的な運用を認めること。
- (3) 制度の見直しや柔軟な運用を実現する際、オンデマンドやデジタル教材などを活用したデジタルによる学習と、対面指導やオンライン等による探究的でリアルな学習を適切に組み合わせることで、学びの相乗効果を発揮させられる教育を実現できるよう検討を進めること。
- (4) 最新の知識や技術を生かした高度で専門的な学びを実現するため、外部の専門人材を学校で柔軟かつ即座に活用できるよう、特別免許状及び特別非常勤講師等の弾力的な運用を可能とする制度の見直しを図ること。特に、学校が独自の新たな学校設定教科・科目を設置する際の指導者について、優れた知識経験等を有する社会人等が、授業のみならず、評価や単位認定等を含め、年間を通じて教科・科目を担当できるよう改善を図ること。